

白井市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
21年度	60,334	17,387,417	747,985	3,258,922	18.7	18.6

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
21年度	388	1,420,683	259,664	554,035	2,234,382	5,759	6,119

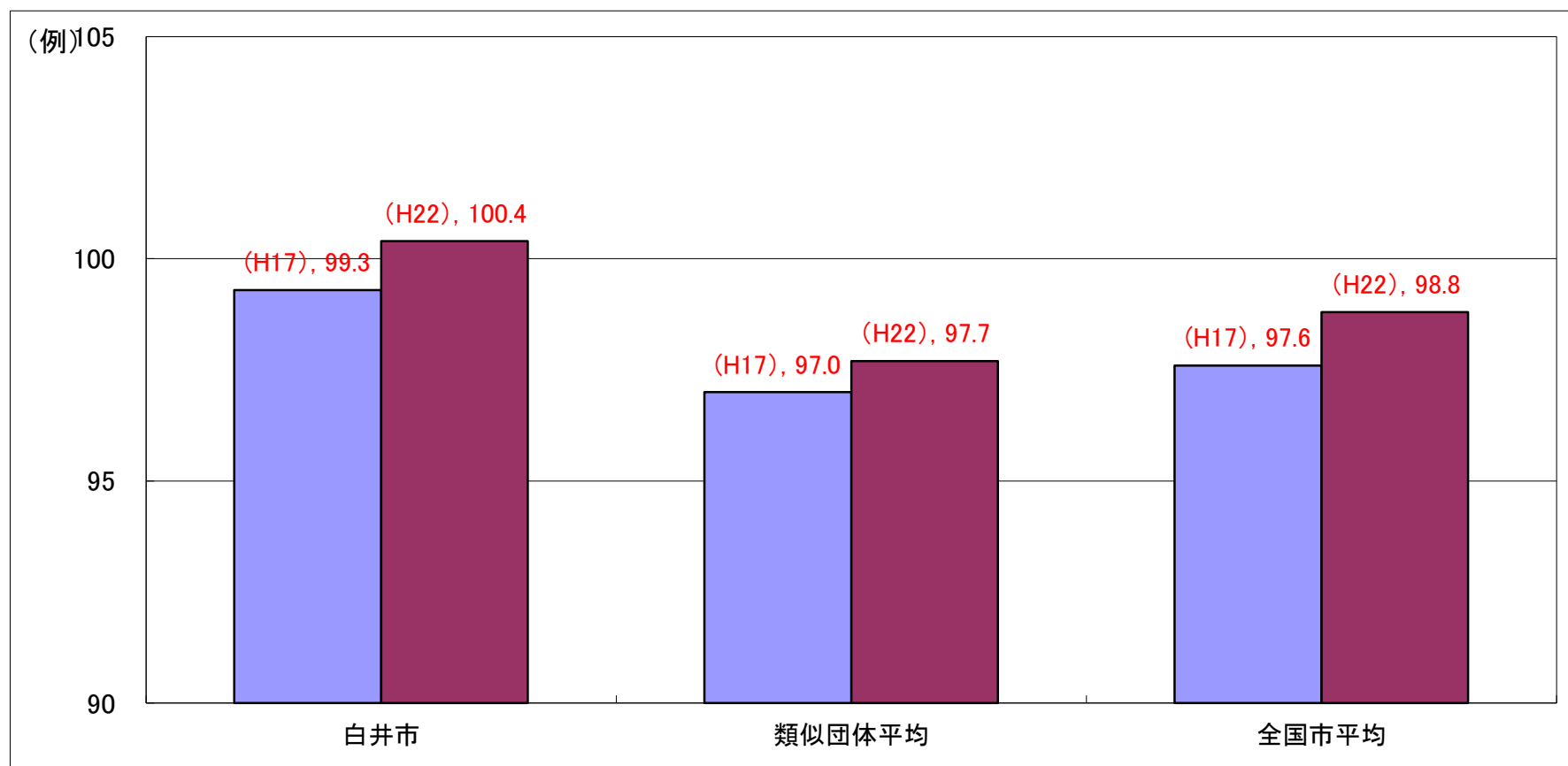
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、H21.4.1現在の人数である。

(3) 特記事項

①人件費抑制措置の状況

区分	抑制措置	内容	期間
市長・副市長・教育長	給料月額減額	給料月額の10%～2%減額	平成21年4月1日から平成24年12月9日
一般職	管理職手当減額	手当月額の10%を減額	平成22年4月1日から平成25年3月31日
	地域手当抑制	支給率を1%抑制	平成22年4月1日から平成25年3月31日

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数

白井市 99.5 (平成22年4月1日現在)

- (注) H21.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの

※ 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

(5) 給与改定の状況(平成21年度)

①月例給

改定率	白井市	(参考)	
		国	千葉県
	△0.24%	△0.22%	△0.19%

②特別給

改定率	白井市	(参考)	
		国	千葉県
	4.15月	4.15月	4.15月

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

①一般行政職 (平成22年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
白井市	44.2 歳	354,931 円	417,267 円	393,413 円
千葉県	44.1 歳	355,548 円	447,463 円	408,325 円
国	41.9 歳	325,579 円	—	395,666 円
類似団体平均	43.8 歳	335,606 円	394,618 円	366,140 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
白井市	53.0 歳	24 人	271,797 円	301,535 円	2,936,654 円	—	—	—	—
うち運転手	50.7 歳	3 人	343,510 円	402,925 円	370,310 円	自動車運転手	58.1 歳	228,500 円	1.76
うち調理員	50.0 歳	2 人	243,600 円	268,280 円	264,180 円	調理士	41.9 歳	276,600 円	0.97
うち用務員	54.0 歳	14 人	259,650 円	280,300 円	277,508 円	用務員	53.8 歳	213,600 円	1.31
うちその他	52.6 歳	5 人	274,060 円	313,462 円	304,658 円	—	—	—	—
千葉県	50.3 歳	726 人	334,120 円	392,288 円	371,751 円	—	—	—	—
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	—	322,291 円	—	—	—	—
類似団体平均	48.7 歳	49 人	312,374 円	342,512 円	328,520 円	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
	白井市	—	—
うち運転手	6,342,004 円	3,128,500 円	2.03
うち給食員	4,274,911 円	3,728,800 円	1.15
うち用務員	4,505,416 円	3,008,200 円	1.50
うちその他	5,009,165 円	—	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成19年～21年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当、通勤手当等が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 民間の自動車運転手及び調理士については、千葉県の平均値。用務員については、全国の平均値である。

(2) 職員の初任給の状況 (平成22年4月1日現在)

区分	白井市	千葉県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	I種 181,200 円 II種 172,200 円
	高校卒	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	133,100 円	—
	中学卒	—	133,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成22年4月1日現在)

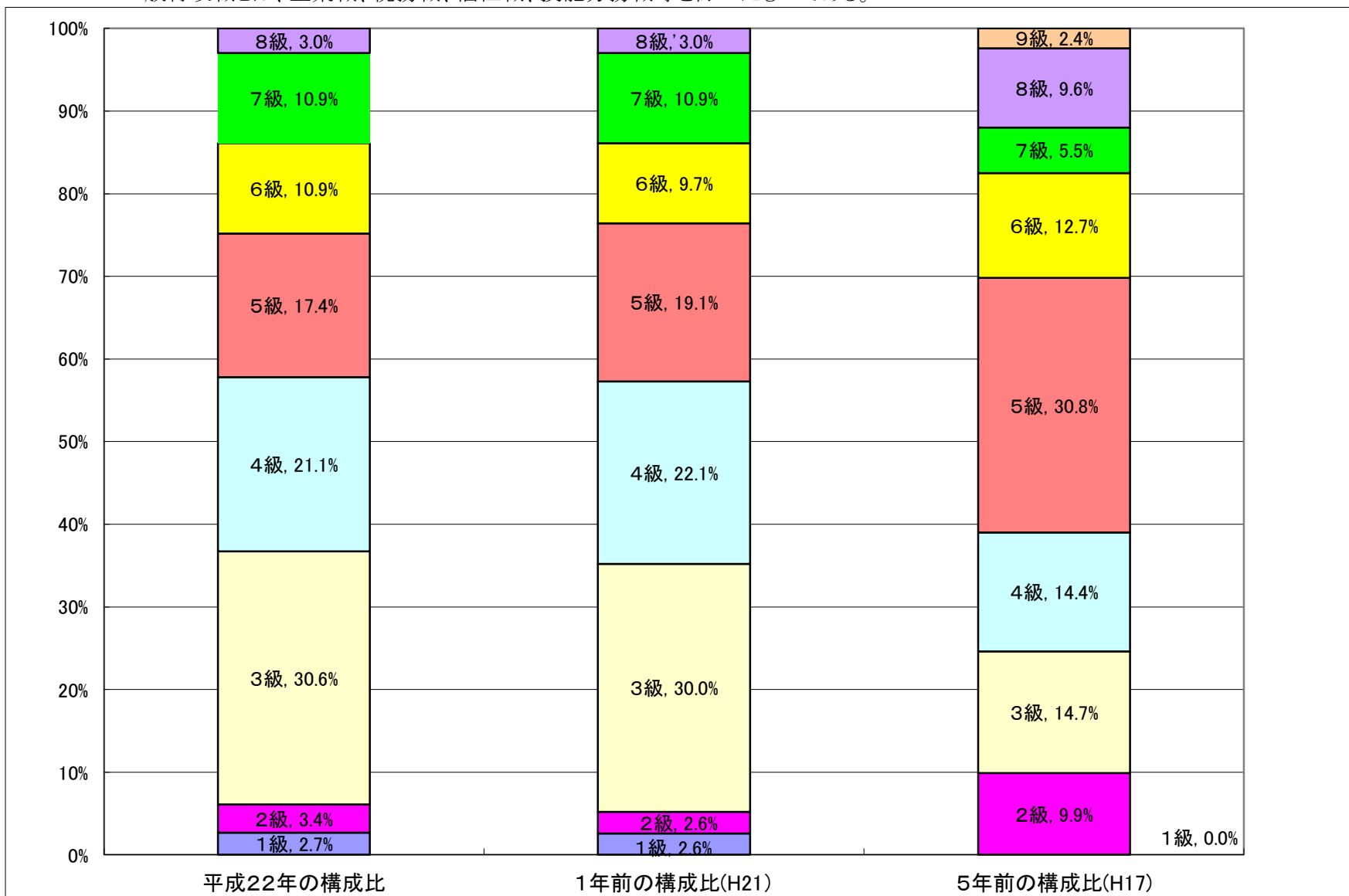
区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	265,500 円	323,157 円	359,350 円
	高校卒	256,200 円	274,350 円	309,133 円
技能労務職	高校卒	—	—	240,275 円
	中学卒	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成22年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8 級	部長、参事	8 人	3.0 %
7 級	課長、主幹	29 人	10.9 %
6 級	副主幹	29 人	10.9 %
5 級	主査	46 人	17.4 %
4 級	主査補	56 人	21.1 %
3 級	主任主事、主任技師	81 人	30.6 %
2 級	主事、技師	9 人	3.4 %
1 級	主事補、技師補	7 人	2.7 %

- (注) 1 白井市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 一般行政職とは、企業職、税務職、福祉職、技能労務職等を除いたものである。



(注) 平成18年4月1日に9級制から8級制に変更している。(旧給料表の3級及び4級を統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の評定は、職員の勤務能率の発揮と増進を目的に職員の執務についての能力や実績等について職種別に5段階で評価を行います。評定は、10月1日を基準日とする中間評定と3月1日を基準日とする年間評定を行います。

平成21年度の評定結果は次のとおりです。

A(極めて良好)	B(特に良好)	C(良好:標準)	D(やや良好でない)	E(良好でない)
19	68	265	6	1

※ 勤務評定は、常勤の一般職に属する職員について実施します。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員は除いています。

- ① 休職、病気休暇その他の理由により公正な勤務評定を行うことが困難であると認める職員
- ② 評定者と被評定者との間に監督関係が発生した日から引き続き3月を経過しない職員
- ③ その他市長が勤務評定が必要ないと認める職員

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

白 井 市		千 葉 県		国	
1人当たり平均支給額(21年度) 1,530 千円		1人当たり平均支給額(21年度) 1,786 千円		—	
(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 ()月分		(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50)月分		(平成21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50)月分	
勤勉手当 1.40 月分 ()月分		勤勉手当 1.40 月分 (0.7)月分		勤勉手当 1.40 月分 (0.7)月分	
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%		加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%		加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務成績の評定は、職員の勤務能率の発揮と増進を目的に職員の執務についての能力や実績等について職種別に5段階で評価を行います。評定は、10月1日を基準日とする中間評定と3月1日を基準日とする年間評定を行います。

平成21年度の評定結果は次のとおりです。

A(極めて良好)	B(特に良好)	C(良好:標準)	D(やや良好でない)	E(良好でない)
27	111	236	5	1

※ 勤務評定は、常勤の一般職に属する職員について実施します。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員は除いています。

- ① 休職、病気休暇その他の理由により公正な勤務評定を行うことが困難であると認める職員
- ② 評定者と被評定者との間に監督関係が発生した日から引き続き3月を経過しない職員
- ③ その他市長が勤務評定が必要ないと認める職員

(2) 退職手当

(平成22年4月1日現在)

白 井 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～20% 加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～20% 加算)		
1人当たり平均支給額 15,025 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成22年4月1日現在)

支給実績	(平成21年度決算)		88,910 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	(平成21年度決算)		234,591 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
白井市	5%	379 人	5.0%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
白井市	6%	6%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当

(平成22年4月1日現在)

支給実績	(平成21年度決算)		41 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	(平成21年度決算)		13,667 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	(平成21年度)		0.71 %
手当の種類(手当数)			4 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫処理手当	一般行政職	感染症の患者の搬送並びに感染症の病原体に汚染し、又は汚染した疑いのある物件、場所等の消毒その他の処理作業に従事したとき	日額300円
災害対策業務手当		災害対策業務に従事したとき	日額500円
行旅病人等取扱手当		行旅病人及び行旅等死亡人取扱に従事したとき	行旅死亡人 1件につき3,000円 行旅病人1件につき1,000円
動物死体処理手当		動物死体の処理作業に従事したとき	日額300円

(5) 時間外勤務手当(休日勤務手当を含む)

支給実績	(平成21年度決算)	76,284 千円
職員1人当たり平均支給年額	(平成21年度決算)	360 千円
支給実績	(平成20年度決算)	60,582 千円
職員1人当たり平均支給年額	(平成20年度決算)	296 千円

(6) その他の手当

(平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成21年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給します。 ・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 1人月額6,500円 (配偶者がいない場合は、1人目は月額11,000円) ※16歳から22歳までの子 1人月額5,000円加算	同じ	—	35,842 千円	234,261 円
住居手当	借家などに居住し家賃を支払っている職員などに支給します。 ・借家の場合 家賃の額に応じて月額27,000円を限度に支給(家賃月額12,000円を超える場合に限り) ・持ち家の場合 新築又は購入後5年間月額2,500円 (平成21年12月1日廃止)	同じ	—	9,562 千円	151,778 円
通勤手当	電車・バス、自家用車などにより通勤する職員に支給します。 ・電車・バスを利用する場合 6ヶ月定期券代など1ヶ月当たり55,000円まで全額支給 ・自家用車などを使用する場合 使用距離に応じて月額2,000円から月額24,500円までを支給 ※通勤距離が片道2キロメートルを超える職員が対象です。	同じ	—	23,086 千円	69,536 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職に応じて定額支給します。 ・70,500円(部長職) ・61,100円(参事職) ・57,500円(課長職) ・44,300円(主幹職)	異なる	官職に応じて66,400円から117,500円(定額制)	25,939 千円	762,912 円
管理職特別勤務手当	管理職職員が臨時または緊急その他公務運営の必要により休日などに勤務した場合、職務に応じて8,000円から12,000円を支給します。(勤務時間が6時間を超える場合は50%増し)	異なる	官職区分に応じて6,000円から12,000円(勤務時間が6時間を超える場合は50%増し)	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況

(平成22年4月1日現在)

区分	給料月額等	(参考)	
		類似団体における最高/最低給料月額等	
給料	市長 (747,000 円) (830,000 円)	992,000 円	500,000 円
	副市長 (655,500 円) (690,000 円)	804,000 円	395,000 円
報酬	議長 390,000 円	690,000 円	359,000 円
	副議長 320,000 円	620,000 円	295,000 円
	議員 300,000 円	560,000 円	267,600 円
期末手当	市長 副市長 (平成21年度支給割合) 4.40 月分	(※平成22年度支給割合) 4.05 月分	
	議長 副議長 議員 (平成21年度支給割合) 4.40 月分	(※平成22年度支給割合) 4.40 月分	
退職手当	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長 副市長	給料月額×在職月数×35/100 1,394 万円	任期毎
	備考	給料月額×在職月数×25/100 828 万円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

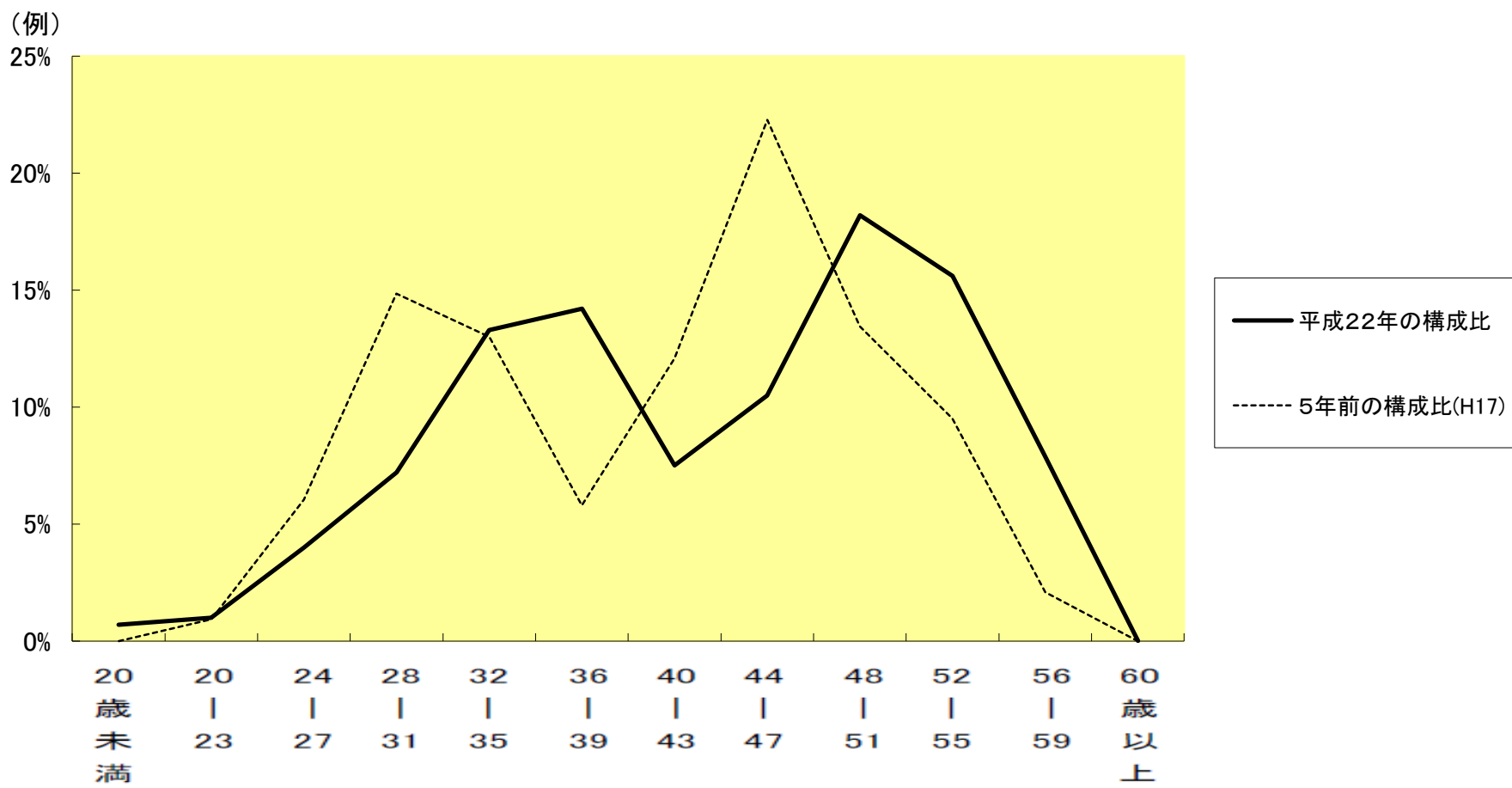
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

分	区	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成22年	平成21年			
普通会計部門	一般会計部門	議会	5	5	0	
		総務	88	88		
		税務	24	24		
		労働	0	0	0	
		農林水産	10	10		
商工		8	8	2		
土木		27	25			
民生		116	109	7		
衛生	35	34	1			
	計	313	303	10	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.88 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 58.24 人)	
	教育部門	76	81	△ 5		
	消防部門	0	0	0		
	小計	389	384	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.47 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 79.36 人)	
公営企業等会計部門	病院	0	0	0		
	水道	5	5			
	交通	0	0			
	下水道	9	9			
	その他	26	26			
	小計	40	40	0		
	合計	429 [475]	424 [475]	5 [-]	定員管理指針に基づく退職者の不補充 <参考> 人口1万人当たり職員数 71.10 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成22年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳)	24歳)	28歳)	32歳)	36歳)	40歳)	44歳)	48歳)	52歳)	56歳)	60歳以上	計
職員数	3人	4人	17人	31人	57人	61人	32人	45人	78人	67人	34人	0人	429人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況(国の集中改革プランによる定員管理の数値目標)

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
431 人	410 人	-21 人	-4.87 %

(参考) 白井市定員管理指針における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	413 人

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	303	296	282	283	303	313	—	—
	増減		-7	-14	1	20	10	10 (—)	—
教育	職員数	93	88	84	84	81	76	—	—
	増減		-5	-4	0	-3	-5	-17 (—)	—
消防	職員数	—	—	—	—	—	—	—	—
	増減		—	—	—	—	—	— (—)	—
公営企業等会計	職員数	35	35	38	41	40	40	—	—
	増減		0	3	3	-1	0	5 (—)	—
計	職員数	431	419	404	408	424	429	—	—
	増減		-12	-15	4	16	5	-2 (104.6%)	410

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

市役所本庁舎に勤務する職員などの主な勤務時間は次のとおりです。

1週間の勤務時間	勤務開始	勤務終了	休憩	週休日
38.75時間	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時	日曜日及び土曜日

(注) 各センターなど土・日曜日に勤務を要する場合は、勤務時間の割り振りを変更することにより対応しています。

(2) 休暇等の状況

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休業があります。

平成21年中の休暇等の状況は次のとおりです。

休暇の種類		休暇日数等	実績	
有給休暇	年次有給休暇	年次休暇	1年につき20日間(前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年繰越)	平均使用日数 12.2 日
	病気休暇	病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、必要最小限度の期間	取得件数 41 件
	特別休暇	夏季休暇	7月から9月までの間において、5日	平均使用日数 4.7 日
		産前・産後休暇	妊娠した職員に対して、出産予定日まで前8週間(多胎妊娠の場合14週間) 出産した職員に対して、出産日の翌日から8週間	取得件数 22 件
		ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者として、検査、入院等が必要である場合、必要と認める期間	取得件数 0 件
		配偶者出産休暇	職員の配偶者の出産当日から2週間以内において3日の範囲	取得件数 6 件
		育児時間休暇	生後1年未満の子を養育する職員に対して、1日につき2回(計1時間)	取得件数 0 件
		忌引休暇	親族の喪に遇った職員に対して、続柄及び死亡時の生計関係に応じ、1日から10日の範囲	取得件数 54 件
		結婚休暇	婚姻する職員に対して、5日	取得件数 4 件
		ボランティア休暇	職員が自発的に報酬を得ないで、災害被災地での支援活動などの社会に貢献する活動を行う場合、1年に5日の範囲	取得件数 0 件
		長期勤続者特別休暇	20年又は30年勤続した職員に対して、心身のリフレッシュ、自己研さんを図るため、連続した3日または5日の範囲	取得件数 25 件
	子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子を看護する必要がある場合、1年に5日間の範囲	取得件数 57 件	
無給休暇	介護休暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり父母、子など親族を介護しなければならない場合、6月を限度として必要と認められる期間	取得件数 1 件	
	育児休業(H21年度実績)	満3歳に満たない子を養育するため当該子が3歳に達する日までの期間を限度とする期間	取得件数 22 件	
	育児部分休業(H21年度実績)	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日2回30分単位で2時間を超えない範囲	取得件数 6 件	

8. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(ア)分限処分の制度概要と処分状況

分限処分とは、公務能率の維持を目的にした処分で、免職、休職、降任、降給の4種類があります。
平成21年度における分限処分の状況は次のとおりです。

処分理由	区分	処分者数(人)			
		免職	休職	降任	降給
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			3		
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定員の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
計			3		

(イ)懲戒処分の制度概要と処分状況

懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図ることを目的とした制裁的な処分で、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。

平成21年度における分限処分の状況はありませんでした。

処分理由	区分	処分者数(人)			
		免職	停職	減給	戒告
法令に違反した場合				1	
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					
計				1	

9. 職員のサービスの状況

職員は、職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業等への従事制限などが課せられています。職務専念義務は、選挙権の行使や厚生に関する計画の実施に参加する場合など合理的な理由がある場合に限り、免除されることがあります。

平成21年度における職務専念義務免除の状況は次のとおりです。

区分	申請件数	免除件数
人間ドックの受診	117件	117件
官公庁競技大会参加など	53件	53件

営利企業等に従事する場合又は、勤務時間外に報酬を得て他の事業に従事する場合などは、任命権者の許可を受けることが必要になります。

平成21年度における営利企業等従事許可の状況は次のとおりです。

区分	申請件数	免除件数
事業所企業統計調査事務など	5件	5件

10. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)職員研修の状況

市では、職員の能力向上のため研修を実施しています。

平成21年度の研修の参加状況は次のとおりです。

研修機関等	主な研修内容	参加職員数(人)
自治大学校	税務専門課程徴収事務コース・自治大学校	3
千葉県自治専門校	法制実務・税務事務・各階層別研修など	37
印旛郡市市町村職員研修	新規採用職員・初級職員・中級職員の研修・地方自治制度研修など	26
市人事担当課研修	新規採用職員・クレーム対応・メンタルヘルス・公務員倫理研修	226
その他研修	公有財産管理事務・建築構造審査研修など	14

11. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)共済制度の概要

市の職員は、千葉縣市町村職員共済組合に加入しています。共済組合では、職員とその被扶養者の病気・けが・出産・死亡等に対して行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸し付けなどの「福祉事業」を行っています。

平成22年4月1日現在の一般職の共済組合負担率は次のとおりです。

区分	短期負担金	長期負担金	福祉負担金	介護負担金	事務費
給料に掛ける率	46.875/1000	137.7125/1000	2.9625/1000	5.8375/1000	817
期末・勤勉手当に掛ける率	37.50/1000	110.17/1000	2.37/1000	4.67/1000	-

(2)公務災害補償の概要

職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害または死亡)または通勤による災害を受けた場合、職員または職員の遺族に損害の補償が受けられます。

平成21年度の災害補償の実施状況は次のとおりです。

区分	災害概要	申請件数	認定件数
公務災害	職務中のけが	2	3
通勤災害	-	-	-

(3) 健康診断等の実施状況

定期健康診断は、労働安全衛生法により義務付けられています。成人病検査、人間ドックについては、職員とその被扶養者の健康の保持増進、疾病予防に役立てるために共済組合事業として実施しています。

平成21年度の健康診断等の実施状況は次のとおりです。

区分	対象者数(人)	受診者数(人)
定期健康診断	424	409
成人病検査・人間ドック	327	176

(注) 成人病検査、人間ドックについては、35歳以上の職員が対象となります。

12. 平成21年度公平委員会業務の状況

公平委員会とは、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するための機関です。平成21年度の千葉県市町村公平委員会業務の状況に関する報告については次のとおりです。

1. 勤務条件に関する措置の要求に係る事項	該当する案件はなかった。
2. 不利益処分に関する不服申し立てに係る事項	該当する案件はなかった。